○厚生労働省告示第四百二十六号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号ヘ及び第二十一条第二号ヘ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号ヘ、第二十一条第三号ヘ及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月二十一日から適用する。

平成二十八年十二月二十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第十第二号㈠ハ中「及びプレジコビックス配合錠」を「、プレジコビックス配合錠、デシコビ配合錠ＨＴ及びデシコビ配合錠ＬＴ」に改める。

別表第４に次のように加える。

第４部　追　補　(3)

外　用　薬　規　格　単　位

品名	規格単位
（３）	
ロキソプロフェンNaテープ50mg「ＴＣＫ」	7cm×10cm 1枚
ロキソプロフェンNaテープ100mg「ＴＣＫ」	10cm×14cm 1枚

○経済産業省告示第二百九十九号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定をしたので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月二十日　経済産業大臣　世耕　弘成

名称（事業所の名称を含む。）	事業所所在地	認定の種類	認定年月日
コスモ石油株式会社 千葉製油所	千葉県市原市五井海岸二番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十八年四月十五日
西部石油株式会社 山口製油所	山口県山陽小野田市西沖五番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十八年六月六日
太陽石油株式会社 山口事業所	山口県宇部市大字西沖ノ山字西沖十三番地三	認定保安検査実施者	平成二十八年六月六日
ＪＸエネルギー株式会社 仙台製油所	宮城県仙台市宮城野区港五丁目一番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十八年六月二十九日
出光興産株式会社 北海道製油所	北海道苫小牧市真砂町二十五番地一	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十八年六月二十九日

○東北地方整備局告示第二百六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　七号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鶴岡市由良字川原田一〇番一から同市由良字砂田八五番七まで	前	二四・二〇～八三・八〇メートル	〇・一二〇キロメートル
	後	二四・二〇～八三・八〇メートル	〇・一二〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	久喜市大字太田袋字五反田八〇二番一地先から同市大字太田袋字須郷八七〇番一まで	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月二十日

○北陸地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日　北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号及び三百五十三号	新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立字薬師堂九八四番一から同町大字神立字薬師堂九八六番一まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月二十日

○北陸地方整備局告示第百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日　北陸地方整備局長　中神　陽一

一　道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	十七号	南魚沼郡湯沢町大字神立字芝原三八九九番一から同町大字神立字荒戸三八二〇番一まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十二月二十一日

○北陸地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日　北陸地方整備局長　中神　陽一